

令和6年度 自動販売機設置に係る入札説明書

令和6年7月10日
刈谷市企画財政部財務課

目 次

1	入札の流れ	・ ・ ・ ・ ・	1
2	貸付物件	・ ・ ・ ・ ・	3
3	貸付条件	・ ・ ・ ・ ・	3
4	入札参加資格	・ ・ ・ ・ ・	5
5	参加申込	・ ・ ・ ・ ・	6
6	質問	・ ・ ・ ・ ・	8
7	入札	・ ・ ・ ・ ・	9
8	開札	・ ・ ・ ・ ・	1 0
9	落札者の決定	・ ・ ・ ・ ・	1 0
1 0	契約の締結	・ ・ ・ ・ ・	1 0
1 1	貸付料	・ ・ ・ ・ ・	1 1
1 2	問い合わせ先	・ ・ ・ ・ ・	1 1

1 入札の流れ

◆ 入札説明書等の配布

令和6年7月10日（水）～令和6年8月9日（金）

刈谷市役所財務課窓口（4階）で配布するほか、刈谷市ホームページからもダウンロードできます。

※郵送での請求・配布は行っておりません。



◆ 入札参加申込書の提出と「あいち電子調達共同システム（物品等）」の申請

令和6年7月10日（水）～令和6年8月9日（金）

午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く）

入札参加希望者は、参加申込書等の必要書類を財務課まで直接持参してください。

また、入札日の前日までに「あいち電子調達共同システム（物品等）」に申請・名簿登載を行ってください。

各期限までに提出・名簿登載のない方は、入札に参加できません。



◆ 質疑応答

令和6年7月24日（水）午後5時15分まで

入札に関して質問のある方は、質問書を財務課まで提出してください。

質問された方に対し、電子メール又はファクシミリで個別に回答した後、刈谷市ホームページ及び財務課にて公開します。

※持参以外の提出方法は受け付けておりません。



◆ 入札の実施

日時 令和6年8月20日（火）午前10時から順次開始

場所 刈谷市役所4階 401会議室

入札書に必要事項を記入・押印して持参してください。



◆ **落札候補者の決定**

入札終了後、直ちに開札を行います。開札の結果、入札者のうち最低貸付料以上で最高の価格の入札をした方を落札候補者とします。



◆ **落札者の決定・通知と契約締結**

入札参加資格を確認後、落札された方に落札者決定通知を送送します。

また、令和6年9月20日（金）までに契約締結をしていただきます。

契約期間は、令和6年10月1日から令和11年9月30日までです。



◆ **自動販売機の設置**

本市が特に認めた場合を除き、設置工事は契約期間内に行ってください。

令和6年10月1日から営業できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他の賠償には一切応じられません。



◆ **貸付料の納付**

貸付料は、契約書内で定められた期限までに、本市が発行する納入通知書により納付してください。

2 貸付物件

- (1) 貸付物件は、貸付物件一覧のとおりです。
- (2) 入札は物件番号ごとに行います。また、複数物件の入札も可能ですが、各施設によって入札条件が異なりますので、本説明書中「7 入札」及び仕様書（共通・特記）を確認いただき、入札してください。
- (3) 貸付面積には、使用済み容器回収箱の設置スペース及び放熱余地を含みます。
- (4) 現地説明会は行いません。また、自動販売機の種類によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合があるので、それらの支障がないか申し込み前に設置場所の確認をお願いします。
- (5) 設置場所には現在、許可期間が令和6年9月30日（月）までの自動販売機が設置されているため、既存の自動販売機が撤去された後にしか設置できません。

3 貸付条件

(1) 用途指定

貸付物件一覧に記載のある全ての貸付物件の用途を「自動販売機の設置場所」として指定します。

(2) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく土地又は建物の貸付け（賃貸借契約）です。

(3) 貸付期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日までとし、契約の更新は行わないものとします。

(4) 貸付料

貸付料は、入札によって決定した金額とし、年度ごと、契約書に記載された期限までに納入通知書により納付していただきます。

(5) 必要経費

ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事、移転等の費用はすべて設置事業者の負担とする。

イ 光熱水費はすべて設置事業者の負担とする。市の施設から電気を供給す

る物件は、各設置事業者において電力使用量計測用メーターを設置し、その指示値により計算した実費相当分を刈谷市が指定する期限までに全額納付すること。また、市の施設から水道を供給する場合も同様とする。

(6) 自動販売機の仕様

共通仕様書及び各物件別の特記仕様書に記載された仕様を遵守してください。

(7) 利用上の制限

ア 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

ウ 自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託しないこと。

エ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、刈谷市の指示に従うこと。

オ 販売品目は、物件ごとの仕様書に定めのない限り、缶、ビン、ペットボトルなど密封容器とし、アルコール類（アルコール類に準じる飲料水を含む。）の販売を行わないこと。また、商品の構成については、落札決定後、事前に刈谷市と協議すること。

カ 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

キ 共通仕様書、特記仕様書及び契約書に記載の事項を遵守すること。

(8) 維持管理

ア 商品補充、金銭管理等自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。

なお、商品が盗難等により紛失したとき及び自動販売機が汚損し、又は損傷したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧すること。また、賞味期限等に留意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料等の容器の種類に応じた使用済み容器回収箱を必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収し、リサイクルを行うこと。また、回収箱から使用済み容器が溢れたりすることがないよう回収頻度等について十分考慮のうえ、適切な維持管理に努めること。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

エ 自動販売機の設置にあたっては、設置事業者の負担により転倒防止等の必要な安全措置を行うこと。

オ 自動販売機の故障、問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。また、土曜日、日曜日及び祝休日に開館している（利用可能な）施設においても即時対応できること。

（９）原状回復

設置事業者は、契約期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、設置事業者は補償を刈谷市に請求することができません。

4 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（２）過去３年間に於いて、地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号の規定に該当したことがない者であること。

（３）法人にあっては愛知県内に本店、支店、営業所等を有し、個人にあっては愛知県内で事業を営んでいること。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

（５）公告日から落札決定までの間、刈谷市入札参加資格停止要領（平成６年７月１２日施行）に基づく入札参加資格停止処分を受けていない者であること。

（６）次のいずれかに該当しない者であること。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代

表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められる法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が、経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる法人等

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人等

カ 役員等又は使用人が、本項第6号ア～オのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる法人等

キ 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けている法人等

(7) 国税、県税及び市町村税を滞納している者でないこと。

(8) 入札公告の日から過去2年以内に、自ら管理・運営する自動販売機を本市、国又は他の地方公共団体に2度以上設置した実績があること。

(9) 入札日の前日までに、「あいち電子調達共同システム(物品等)」に名簿登録されていること。

5 参加申込

(1) 参加申込

入札公告、入札説明書、仕様書等を十分に理解するとともに、実際に貸付物件を現地にて確認したうえで入札の参加申込をしてください。

ア 申込期間

令和6年7月10日（水）～令和6年8月9日（金）

（日曜日、土曜日及び祝日を除く）

イ 申込時間

午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 申込場所

刈谷市東陽町1丁目1番地

刈谷市役所4階 企画財政部財務課財産管理係

エ 申込方法

持参に限ります。

オ 申込書類

（ア）制限付一般競争入札参加申込書（様式1）

（イ）誓約書（様式2）

（ウ）入札公告の日から過去2年以内に、自ら管理・運営する自動販売機を本市、国又は他の地方公共団体に2度以上設置した実績を証明する使用許可書又は契約書の写し

※入札参加を希望される方は、申込期間内に必ず持参にて申込書類を提出してください。期限までに申込書類の提出がない場合は、本入札に参加することができません。

(2) 「あいち電子調達共同システム（物品等）」の申請

入札日の前日までに必ず「あいち電子調達共同システム（物品等）」に名簿登載されるよう、申請・書類提出等を行ってください。

ア 名簿登載期限

令和6年8月19日（月）まで

イ URL

「あいち電子調達共同システム（物品等）」

<http://www.buppin.e-aichi.jp/public/pubTop.do?methodName=initDis>

[playForPub](#)

ウ 申請等

「【資料】「あいち電子調達共同システム（物品等）」申請の手引き」を確認し、申請してください。

エ 注意事項

審査にあたり、申請者を事前に把握する必要があるため、申請前に必ず財務課にご連絡ください。

連絡先 刈谷市役所財務課 電話 0566-62-1006

オ 問い合わせ先

（ア）システム操作等に関する質問

あいち電子調達共同システム（物品等）ヘルプデスク

電話 0120-511-270

受付時間 午前9時～午後5時（日曜日、土曜日を除く）

（イ）入力内容・提出書類等に関する質問

刈谷市役所契約検査課

電話 0566-62-1003

受付時間 午前9時～午後5時（日曜日、土曜日を除く）

6 質問

入札説明書等に関して質問がある場合は、質問書（様式3）を提出してください。

（1）提出期限

令和6年7月24日（水） 午後5時15分まで

（2）提出場所

刈谷市役所4階 企画財政部財務課財産管理係

（3）提出方法

持参に限ります。

（4）提出書類

質問書（様式3）

（5）回答方法

質問された方に電子メール又はファクシミリで回答した後、刈谷市ホーム

ページ及び財務課にて公開します。

7 入札

(1) 入札日時

令和6年8月20日（火） ※入札時間は貸付物件一覧のとおり

(2) 入札場所

刈谷市役所4階 401会議室

(3) 入札書

ア 指定の入札書（様式4）を使用すること。

イ 提出した入札書は、書き換え若しくは引き換え又は撤回できない。

ウ 入札書の金額記入欄において使用する文字はアラビア数字とし、最初の数字の前に「金」を付けること。

エ 入札書に記載する金額は設置台数分の総額とする。ただし、電気料金又は水道料金の実費相当額を除く。

オ 落札候補者の決定は、建物貸付け（屋内に設置する自動販売機）に係る入札にあっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

カ 入札は、入札書（様式4）を封筒に入れ封印し、件名、貸付物件名、設置場所、入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を封筒に記載すること。

キ 入札書及び封筒は、ボールペン又は万年筆を使用して（鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンは使用不可）明確かつ明瞭に記載し、鮮明に押印すること。

ク 上記ア～キに違反する入札及び入札公告中の「9 入札の無効に関する事項」に該当する入札は無効とする。

＜封筒記入例＞ 表

件名	自動販売機設置に係る 行政財産の貸付
貸付物件名	青山斎園
設置場所	斎場棟待合ロビー前 せい山閣入口横

裏

印	印	印
○○市○○町○丁目○番地 株式会社○○ 代表取締役 ○○ ○○		

（４）入札の辞退

制限付一般競争入札参加申込書を提出された方で、入札を辞退される場合は、入札辞退届（様式５）を刈谷市ホームページからダウンロードし、必要事項を記載のうえ入札日前日までに財務課財産管理係まで提出してください。

（５）入札の中止

あらかじめ不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがあります。その場合、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、刈谷市は補償の責を負いません。

（６）入札保証金

免除とします。

８ 開札

（１）開札は、入札会場において入札の終了後直ちに入札者の面前で行います。

なお、開札は入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行います。

（２）開札の結果、入札者のうち最低貸付料以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、落札候補者の次に高価格で入札した者を次順位者とし、入札参加資格の確認が終了するまで落札を保留にします。

（３）上記に記載のない事項については、刈谷市工事関係入札心得書によるものとします。

９ 落札者の決定

（１）提出された書類の審査を行い、落札候補者が必要な資格を満たしていた場合、落札者（設置事業者）として決定します。

（２）入札結果については、落札者の決定後、入札者数、落札者名、落札金額を刈谷市ホームページで公表します。

１０ 契約の締結

(1) 契約締結期限

令和6年9月20日(金)

(2) 契約時の注意事項

ア 別紙契約書により、契約書を作成するものとします。

イ 契約の締結及び履行に関する費用は、すべて落札者の負担とします。

ウ 貸付契約は申込者名義で行います。

エ 落札者決定後、上記(1)の期限までに契約書を交わさない場合は、落札者決定を取り消す場合があります。

(3) 契約保証金

免除とします。

1.1 貸付料

貸付料は契約書に定める期限までに、刈谷市の発行する納入通知書により納付していただきます。

1.2 問い合わせ先

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

刈谷市役所 4階 企画財政部財務課財産管理係

電話 0566-62-1006